

品川区親子交流支援事業補助金交付要綱

制 定 令和 6 年 4 月 1 日
区長決定 要綱 第 2 5 0 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、離婚により離れて暮らすことになった親と子どもの親子交流を行うにあたり、公益社団法人等第三者機関の支援を受ける場合の費用を補助することで、親子交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項または第 2 項に定める配偶者のいない者をいう。
- (2) 書面 親子交流の実施について取決めを定めた調停調書、審判書、判決書、当事者間の合意書等をいう。
- (3) 支援団体 親子交流支援を行っている公益社団法人、特定非営利活動法人等をいう。
- (4) 親子交流支援 父母が当事者間で親子交流を行うことが困難である場合に支援団体が行う付き添い、引き取り、引き渡し等の支援をいう。

(対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、品川区（以下「区」という。）に居住し、申請期間中ひとり親であって、満 1 5 歳未満の子ども（以下「対象児童」という。）と別居親との親子交流を希望する同居親で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 親子交流の実施について、父母間で書面による取決めがある者
- (2) 支援団体による親子交流支援を利用する費用を負担した者
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日以降に親子交流支援の利用を開始した者
- (4) 過去に本要綱による補助金の交付を受けていない者

(補助の対象となる経費)

第 4 条 区長は、第 1 条の目的を達成するため、対象者に対し、予算の範囲内で補助する。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかの親子交流支援を利用するために支援団体に支払った費用（事前面接または相談のための費用、親子交流支援を実施する施設の入館・入園料等の実費および支援団体職員の交通費の実費負担分を除く。）とする。ただし、第 3 号の支援に係る経費は、第 1 号または第 2 号の支援を受けたことがある場合に限り補助対象経費とする。

- (1) 引き渡し型支援 親子交流当日に対象児童を引き取り、親子交流の相手方に引き渡す支援
- (2) 付き添い型支援 親子交流の場に付き添う支援

- (3) 連絡調整型支援 父母が連絡を取り合うことが困難な場合に、代わって双方に連絡を取り日時、場所等の調整を行う支援

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、親子交流支援1回あたりの補助額は1万円を上限とし、補助回数は親子交流支援を受ける父母1組について親子交流支援を受けた回数が12回に達するまでとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費を支払った年度内に、親子交流支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し申請するものとする。

- (1) 申請者および親子交流支援の対象児童の戸籍謄本または戸籍抄本
- (2) 申請者および親子交流支援の対象児童の住民票の写し
- (3) 申請者が親子交流支援の対象児童を対象とした児童扶養手当の受給資格がある場合にあっては児童扶養手当証書の写し
- (4) 申請者が支援団体に申請した親子交流支援の利用申込書の写し
- (5) 親子交流の実施について父母間で取決めた書面の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 申請者は、親子交流支援を受けた日の属する年度の末日までに申請するものとする。ただし、当該年度の1月から3月までの間に親子交流支援が終了した場合で、当該年度の末日までに申請することができないときは、その年の6月30日までの間に限り申請することができるものとする。

(決定および請求)

第7条 区長は前条の規定による申請を受理したときは、申請内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、品川区親子交流支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付決定をしないことと決定したときは、品川区親子交流支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、品川区親子交流支援事業補助金請求書（第4号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、区長に対し、補助金の交付を請求するものとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 振込先の金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳等の写し
- (3) 支援団体による親子交流支援の実施日時および実施回数が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象経費の領収書

(交付の取消し)

第8条 区長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他区長が補助することが適当でないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、補助決定者に対して既に交付されている補助金の一部または全部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。